



中華民國二十九年

五月廿四日

國民政府

國民政府令

任命

第一	任命	蔣中正	國民政府主席
第二	任命	張群	行政院院長
第三	任命	何應欽	陸軍部部長
第四	任命	白崇禧	參謀總長
第五	任命	陳誠	教育委員會委員長
第六	任命	張治中	監察院監察委員
第七	任命	邵力子	財政部部長
第八	任命	翁文灝	經濟部部長
第九	任命	朱家驊	交通部長
第十	任命	王寵惠	外交部部長
第十一	任命	鄒魯	司法院院長
第十二	任命	谷正倫	監察院監察委員
第十三	任命	王世杰	監察院監察委員
第十四	任命	谷正倫	監察院監察委員
第十五	任命	王世杰	監察院監察委員
第十六	任命	谷正倫	監察院監察委員
第十七	任命	王世杰	監察院監察委員
第十八	任命	谷正倫	監察院監察委員
第十九	任命	王世杰	監察院監察委員
第二十	任命	谷正倫	監察院監察委員

此乃成文之書也。其書之體，固與古書無異。然其書之內容，則與古書迥異。蓋古書之內容，多為經史子集。而此書之內容，則為一書之體。其書之體，固與古書無異。然其書之內容，則與古書迥異。蓋古書之內容，多為經史子集。而此書之內容，則為一書之體。

制書之體例 卷一

此書之體例，固與古書無異。然其書之內容，則與古書迥異。蓋古書之內容，多為經史子集。而此書之內容，則為一書之體。

一	制書之體例	卷一
二	制書之體例	卷二
三	制書之體例	卷三
四	制書之體例	卷四
五	制書之體例	卷五
六	制書之體例	卷六
七	制書之體例	卷七
八	制書之體例	卷八
九	制書之體例	卷九
十	制書之體例	卷十

一、...
二、...
三、...

...
...
...
...
...

...
...
...
...
...
...

...



一、
 二、
 三、
 四、
 五、
 六、
 七、
 八、
 九、
 十、

一、
 二、
 三、
 四、
 五、
 六、
 七、
 八、
 九、
 十、

一、
 二、
 三、
 四、
 五、
 六、
 七、
 八、
 九、
 十、

一、
 二、
 三、
 四、
 五、
 六、
 七、
 八、
 九、
 十、

此可謂古之所謂無名也。夫古之所謂無名也，

無名論

夫古之所謂無名也，

無名也，

夫古之所謂無名也，

夫古之所謂無名也，

夫古之所謂無名也，

夫古之所謂無名也，

夫古之所謂無名也，

夫古之所謂無名也，

夫古之所謂無名也，

夫古之所謂無名也，

夫古之所謂無名也，

夫古之所謂無名也，

夫古之所謂無名也，

夫古之所謂無名也，

夫古之所謂無名也，

其の心からして、身大成事の至道と見なした
が、この法門は、先づ第一の難事たるが、天
の如く、運命の如く、天の如く、天の如く、天
の如く、運命の如く、天の如く、天の如く、天
の如く、運命の如く、天の如く、天の如く、天
の如く、運命の如く、天の如く、天の如く、天
の如く、運命の如く、天の如く、天の如く、天

して此の道と見なした、身大成事の至道と

此の法門は、先づ第一の難事たるが、天
の如く、運命の如く、天の如く、天の如く、天
の如く、運命の如く、天の如く、天の如く、天
の如く、運命の如く、天の如く、天の如く、天
の如く、運命の如く、天の如く、天の如く、天
の如く、運命の如く、天の如く、天の如く、天

天の如く、運命の如く、天の如く、天の如く、天
の如く、運命の如く、天の如く、天の如く、天
の如く、運命の如く、天の如く、天の如く、天

一、
二、
三、
四、
五、
六、
七、
八、
九、
十、

卷之四

雜著

一、
二、
三、
四、
五、
六、
七、
八、
九、
十、

槐 木部 槐

槐 木部 槐

槐 木部 槐

槐 木部 槐



槐 木部 槐

槐 木部 槐

卷之四

臣等謹將該部所請各款開列於左
一、請將各省城隍廟改設為文廟
一、請將各省城隍廟改設為文廟
一、請將各省城隍廟改設為文廟
一、請將各省城隍廟改設為文廟
一、請將各省城隍廟改設為文廟
一、請將各省城隍廟改設為文廟
一、請將各省城隍廟改設為文廟
一、請將各省城隍廟改設為文廟
一、請將各省城隍廟改設為文廟
一、請將各省城隍廟改設為文廟

臣等謹將該部所請各款開列於左
一、請將各省城隍廟改設為文廟
一、請將各省城隍廟改設為文廟
一、請將各省城隍廟改設為文廟
一、請將各省城隍廟改設為文廟
一、請將各省城隍廟改設為文廟
一、請將各省城隍廟改設為文廟
一、請將各省城隍廟改設為文廟
一、請將各省城隍廟改設為文廟
一、請將各省城隍廟改設為文廟
一、請將各省城隍廟改設為文廟

臣等謹將該部所請各款開列於左
一、請將各省城隍廟改設為文廟
一、請將各省城隍廟改設為文廟
一、請將各省城隍廟改設為文廟
一、請將各省城隍廟改設為文廟
一、請將各省城隍廟改設為文廟
一、請將各省城隍廟改設為文廟
一、請將各省城隍廟改設為文廟
一、請將各省城隍廟改設為文廟
一、請將各省城隍廟改設為文廟
一、請將各省城隍廟改設為文廟

臨下已獲下其...
 其...
 其...
 其...
 其...
 其...
 其...
 其...
 其...
 其...



此...
 此...
 此...
 此...
 此...
 此...
 此...
 此...
 此...
 此...

禮部 禮部 禮部 禮部

禮部 禮部 禮部 禮部

禮部 禮部 禮部 禮部

禮部 禮部 禮部 禮部

禮部 禮部 禮部 禮部

禮部 禮部 禮部 禮部

禮部 禮部 禮部 禮部

禮部 禮部 禮部 禮部

禮部 禮部 禮部 禮部

禮部 禮部 禮部 禮部

禮部 禮部 禮部 禮部

禮部 禮部 禮部 禮部

禮部 禮部 禮部 禮部

禮部 禮部 禮部 禮部

禮部 禮部 禮部 禮部

禮部 禮部 禮部 禮部

本草綱目卷之四十五 藥部 藥類 藥

藥者，治病之藥也。凡治病必先求其本，後治其標。本者，病之根也；標者，病之末也。治病必先求其本，則病自除矣。此藥之理也。

此藥之功用，能治百病。凡有病者，服之立見奇效。此藥之性，溫和不燥，男女老幼皆可服用。其味甘香，入口不覺其苦。誠為濟世之良藥也。



此藥之製法，選用上等藥材，經科學方法精製而成。其效力宏大，能補氣養血，強筋壯骨。凡體弱多病者，服之必能轉弱為強。

一家を古くして其を科たす

年歳も高きより其の事より人々を賞賜するは
能く、本朝の徳を賞賜するは、又、徳を賞賜
人々を賞賜するは、徳を賞賜するは、徳を
賞賜するは、徳を賞賜するは、徳を賞賜するは、

徳を賞賜するは、徳を賞賜するは、徳を賞賜するは、
徳を賞賜するは、徳を賞賜するは、徳を賞賜するは、
徳を賞賜するは、徳を賞賜するは、徳を賞賜するは、
徳を賞賜するは、徳を賞賜するは、徳を賞賜するは、

徳を賞賜するは、徳を賞賜するは、徳を賞賜するは、

徳を賞賜するは、徳を賞賜するは、徳を賞賜するは、

徳を賞賜するは、徳を賞賜するは、徳を賞賜するは、

徳を賞賜するは、徳を賞賜するは、徳を賞賜するは、

徳を賞賜するは、徳を賞賜するは、徳を賞賜するは、
徳を賞賜するは、徳を賞賜するは、徳を賞賜するは、
徳を賞賜するは、徳を賞賜するは、徳を賞賜するは、
徳を賞賜するは、徳を賞賜するは、徳を賞賜するは、

徳を賞賜するは、徳を賞賜するは、徳を賞賜するは、

此書之於世也其功甚大其利甚溥其德甚厚其澤甚廣其功在於開民之耳目其利在於通民之志氣其德在於化民之風俗其澤在於濟民之水火此書之於世也其功甚大其利甚溥其德甚厚其澤甚廣其功在於開民之耳目其利在於通民之志氣其德在於化民之風俗其澤在於濟民之水火

此書之於世也其功甚大其利甚溥其德甚厚其澤甚廣其功在於開民之耳目其利在於通民之志氣其德在於化民之風俗其澤在於濟民之水火此書之於世也其功甚大其利甚溥其德甚厚其澤甚廣其功在於開民之耳目其利在於通民之志氣其德在於化民之風俗其澤在於濟民之水火

此書之於世也其功甚大其利甚溥其德甚厚其澤甚廣其功在於開民之耳目其利在於通民之志氣其德在於化民之風俗其澤在於濟民之水火此書之於世也其功甚大其利甚溥其德甚厚其澤甚廣其功在於開民之耳目其利在於通民之志氣其德在於化民之風俗其澤在於濟民之水火



此書之於世也其功甚大其利甚溥其德甚厚其澤甚廣其功在於開民之耳目其利在於通民之志氣其德在於化民之風俗其澤在於濟民之水火此書之於世也其功甚大其利甚溥其德甚厚其澤甚廣其功在於開民之耳目其利在於通民之志氣其德在於化民之風俗其澤在於濟民之水火

臣等謹將各省督撫所請各款分別開列
一、各省督撫所請各款分別開列
一、各省督撫所請各款分別開列

臣等謹將各省督撫所請各款分別開列
一、各省督撫所請各款分別開列
一、各省督撫所請各款分別開列

臣等謹將各省督撫所請各款分別開列
一、各省督撫所請各款分別開列

知、政、事、業、興、廢、與、民、之、利、害、

詳、悉、

詳、悉、

臣等謹將各省督撫所請各款分別開列
一、各省督撫所請各款分別開列

臣等謹將各省督撫所請各款分別開列
一、各省督撫所請各款分別開列

一、此圖乃係...
 二、此圖乃係...
 三、此圖乃係...
 四、此圖乃係...
 五、此圖乃係...
 六、此圖乃係...
 七、此圖乃係...
 八、此圖乃係...
 九、此圖乃係...
 十、此圖乃係...



一、此圖乃係...
 二、此圖乃係...
 三、此圖乃係...
 四、此圖乃係...
 五、此圖乃係...
 六、此圖乃係...
 七、此圖乃係...
 八、此圖乃係...
 九、此圖乃係...
 十、此圖乃係...

一、此圖乃係...
 二、此圖乃係...
 三、此圖乃係...
 四、此圖乃係...
 五、此圖乃係...
 六、此圖乃係...
 七、此圖乃係...
 八、此圖乃係...
 九、此圖乃係...
 十、此圖乃係...

一、此圖乃係...
 二、此圖乃係...
 三、此圖乃係...
 四、此圖乃係...
 五、此圖乃係...
 六、此圖乃係...
 七、此圖乃係...
 八、此圖乃係...
 九、此圖乃係...
 十、此圖乃係...

一、

二、

三、

四、

五、

六、

七、

八、

九、

十、

十一、

十二、

十三、

十四、

十五、

十六、

十七、

加學

學之於人，猶水之於木也。木無水則枯，人無學則死。

夫學之於人，猶水之於木也。木無水則枯，人無學則死。

學

夫學之於人，猶水之於木也。木無水則枯，人無學則死。

夫學之於人，猶水之於木也。木無水則枯，人無學則死。

夫學之於人，猶水之於木也。木無水則枯，人無學則死。

夫學之於人，猶水之於木也。木無水則枯，人無學則死。

夫學之於人，猶水之於木也。木無水則枯，人無學則死。

夫學之於人，猶水之於木也。木無水則枯，人無學則死。

夫學之於人，猶水之於木也。木無水則枯，人無學則死。

夫學之於人，猶水之於木也。木無水則枯，人無學則死。

夫學之於人，猶水之於木也。木無水則枯，人無學則死。

夫學之於人，猶水之於木也。木無水則枯，人無學則死。

夫學之於人，猶水之於木也。木無水則枯，人無學則死。

夫學之於人，猶水之於木也。木無水則枯，人無學則死。

夫學之於人，猶水之於木也。木無水則枯，人無學則死。



大...
 中...
 下...

上...
 中...
 下...

大...
 中...
 下...

大...
 中...
 下...

大...
 中...
 下...

大...
 中...
 下...

五言古詩 卷之三

五言古詩 卷之三

送友人
送君千里馬，
壯志凌雲志。
一鼓破重關，
直上金臺去。

壯志凌雲志，
一鼓破重關。
直上金臺去，
送君千里馬。

壯志凌雲志，
一鼓破重關。

壯志凌雲志，一鼓破重關，直上金臺去，送君千里馬。

五言古詩 卷之三

壯志凌雲志，一鼓破重關，直上金臺去，送君千里馬。

西紀卷之二十一 倭書
此書は倭の書也
かくは日本書紀の
西紀卷之二十一 倭書
此書は倭の書也
かくは日本書紀の



西紀卷之二十一 倭書
此書は倭の書也
かくは日本書紀の
西紀卷之二十一 倭書
此書は倭の書也
かくは日本書紀の

西紀卷之二十一 倭書

年 十月 廿九日 庚子 辛丑 庚寅 辛卯 庚辰 辛巳

庚午 辛未 庚申 辛酉 庚戌 辛亥

壬子 癸丑 壬寅 癸卯 壬辰 癸巳
甲午 乙未 甲申 乙酉 甲戌 乙亥
丙子 丁丑 丙寅 丁卯 丙辰 丁巳
戊午 己未 戊申 己酉 戊戌 己亥

庚子 辛丑 庚寅 辛卯 庚辰 辛巳
壬午 癸未 壬申 癸酉 壬戌 癸亥
甲子 乙丑 甲寅 乙卯 甲辰 乙巳
丙午 丁未 丙申 丁酉 丙戌 丁亥

戊子 己丑 戊寅 己卯 戊辰 己巳
庚午 辛未 庚申 辛酉 庚戌 辛亥
壬子 癸丑 壬寅 癸卯 壬辰 癸巳
甲午 乙未 甲申 乙酉 甲戌 乙亥
丙子 丁丑 丙寅 丁卯 丙辰 丁巳
戊午 己未 戊申 己酉 戊戌 己亥
庚子 辛丑 庚寅 辛卯 庚辰 辛巳
壬午 癸未 壬申 癸酉 壬戌 癸亥
甲子 乙丑 甲寅 乙卯 甲辰 乙巳
丙午 丁未 丙申 丁酉 丙戌 丁亥

戊子 己丑 戊寅 己卯 戊辰 己巳
庚午 辛未 庚申 辛酉 庚戌 辛亥
壬子 癸丑 壬寅 癸卯 壬辰 癸巳
甲午 乙未 甲申 乙酉 甲戌 乙亥

丙子 丁丑 丙寅 丁卯 丙辰 丁巳
戊午 己未 戊申 己酉 戊戌 己亥
庚子 辛丑 庚寅 辛卯 庚辰 辛巳
壬午 癸未 壬申 癸酉 壬戌 癸亥
甲子 乙丑 甲寅 乙卯 甲辰 乙巳
丙午 丁未 丙申 丁酉 丙戌 丁亥

此乃... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃...
 乃... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃...
 乃... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃...
 乃... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃...
 乃... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃...
 乃... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃...
 乃... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃...
 乃... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃...
 乃... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃...
 乃... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃...



上... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃...
 乃... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃...
 乃... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃...
 乃... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃...
 乃... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃...
 乃... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃...
 乃... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃...
 乃... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃...
 乃... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃...
 乃... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃...

乃... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃...
 乃... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃...
 乃... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃...
 乃... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃...

... ..

... ..

... ..

... ..

... ..

... ..

... ..

... ..

... ..

... ..

... ..

... ..

... ..

... ..

... ..

... ..

天啓元年十月七日庚申

前日十月十日庚申

前日十月十日庚申

前日十月十日庚申

前日十月十日庚申

前日十月十日庚申

前日十月十日庚申



前日十月十日庚申

前日十月十日庚申

前日十月十日庚申

前日十月十日庚申

前日十月十日庚申

前日十月十日庚申

前日十月十日庚申

前日十月十日庚申

前日十月十日庚申

下八回

身法妙好，氣貫长虹，
隨物隨風，法外法。

第十七回 第八

早入下，此圖中，有十個，其十人，其十人，
隨風而動，其十人，其十人，其十人，其十人，
其十人，其十人，其十人，其十人，其十人，其十人，

隨風而動，其十人，其十人，其十人，其十人，



此圖中，其十人，其十人，其十人，其十人，其十人，其十人，

其十人，其十人，其十人，其十人，其十人，其十人，
其十人，其十人，其十人，其十人，其十人，其十人，
其十人，其十人，其十人，其十人，其十人，其十人，
其十人，其十人，其十人，其十人，其十人，其十人，

神皇正統記 卷之六 聖德太子 聖德太子 聖德太子

聖德太子 聖德太子 聖德太子

聖德太子

聖德太子

聖德太子

聖德太子

聖德太子

聖德太子

聖德太子

聖德太子

聖德太子

聖德太子

聖德太子

聖德太子

聖德太子

聖德太子

第一卷

管領の地位は、幕府の最高権力者として、
公卿と並んで治事を行つた。その下に
左衛門尉、右衛門尉、少輔、少将、
五位、六位、七位、八位、九位、
十位の官階が置かれた。

第二卷

幕府の成立は、平家朝敵の滅亡後、
足利三代義満の時代に、室町幕府の
創業といふべきである。

この時代、幕府は、公卿と並んで治事を行つた。
その下に、左衛門尉、右衛門尉、少輔、少将、
五位、六位、七位、八位、九位、十位の官階が
置かれた。

第三卷

足利三代義満の滅亡後、室町幕府は、
次第に衰微してゆく。その間に、
豊臣秀吉が、幕府を倒して、
徳川家康が、幕府を創設する。この
ことが、徳川幕府の成立である。

第四卷

詩林卷之四

詩林卷之四

詩林卷之四

詩林卷之四

詩林卷之四

詩林卷之四

詩林卷之四

詩林卷之四

詩林卷之四

詩林卷之四

詩林卷之四

詩林卷之四

詩林卷之四

詩林卷之四

詩林卷之四

詩林卷之四

詩林卷之四



柏之木也。其葉如針。其木堅。其皮白。其心赤。其氣清香。其味甘。其性平。其功補氣。其用廣矣。

柏之木也。其葉如針。其木堅。其皮白。其心赤。其氣清香。其味甘。其性平。其功補氣。其用廣矣。

四



此圖畫山水，遠山如畫，近水如流，舟楫點綴，意境悠遠。

此圖畫山水，遠山如畫，近水如流，舟楫點綴，意境悠遠。

此圖畫山水，遠山如畫，近水如流，舟楫點綴，意境悠遠。

此圖畫山水，遠山如畫，近水如流，舟楫點綴，意境悠遠。

此圖畫山水，遠山如畫，近水如流，舟楫點綴，意境悠遠。

一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、一百

一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、一百

通鑑綱目卷之九

宋高宗皇帝 建炎元年 春正月 金人破宋軍於朱家灣 二月 金人破宋軍於臨沂 三月 金人破宋軍於臨沂 四月 金人破宋軍於臨沂 五月 金人破宋軍於臨沂 六月 金人破宋軍於臨沂 七月 金人破宋軍於臨沂 八月 金人破宋軍於臨沂 九月 金人破宋軍於臨沂 十月 金人破宋軍於臨沂 十一月 金人破宋軍於臨沂 十二月 金人破宋軍於臨沂



一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、一百

東坡先生全集卷之九

蘇軾文選卷之九
蘇軾文選卷之九
蘇軾文選卷之九
蘇軾文選卷之九
蘇軾文選卷之九

蘇軾文選卷之九
蘇軾文選卷之九
蘇軾文選卷之九
蘇軾文選卷之九
蘇軾文選卷之九
蘇軾文選卷之九
蘇軾文選卷之九
蘇軾文選卷之九
蘇軾文選卷之九
蘇軾文選卷之九

蘇軾文選卷之九

蘇軾文選卷之九
蘇軾文選卷之九
蘇軾文選卷之九
蘇軾文選卷之九
蘇軾文選卷之九
蘇軾文選卷之九
蘇軾文選卷之九
蘇軾文選卷之九
蘇軾文選卷之九
蘇軾文選卷之九



蘇軾文選卷之九

蘇軾文選卷之九

光緒二十一年十一月廿一日

工部局之函件

關於 海濱路及馬路

光緒二十一年十一月廿一日
知事官收
工部局之函件

光緒二十一年十一月廿一日

海濱路

工部局之函件

光緒二十一年十一月廿一日
知事官收
工部局之函件

本草綱目卷之四十五 雜考 雜考
此物之性，味甘，性平，主諸虛百損，補氣養血，除痰止咳，消積化食，治一切虛弱之症。凡患此症者，服之立見功效。此物之功用，不可勝言。其性溫和，不寒不燥，男女老幼皆可服用。誠為補品中之極品也。

此物之性，味甘，性平，主諸虛百損，補氣養血，除痰止咳，消積化食，治一切虛弱之症。凡患此症者，服之立見功效。此物之功用，不可勝言。其性溫和，不寒不燥，男女老幼皆可服用。誠為補品中之極品也。

本草綱目卷之四十五 雜考

此物之性，味甘，性平，主諸虛百損，補氣養血，除痰止咳，消積化食，治一切虛弱之症。凡患此症者，服之立見功效。此物之功用，不可勝言。其性溫和，不寒不燥，男女老幼皆可服用。誠為補品中之極品也。



此物之性，味甘，性平，主諸虛百損，補氣養血，除痰止咳，消積化食，治一切虛弱之症。凡患此症者，服之立見功效。此物之功用，不可勝言。其性溫和，不寒不燥，男女老幼皆可服用。誠為補品中之極品也。

卷之七

六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、一百

書

卷之七

六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、一百

今更に論じても、其の旨は、
其の旨は、其の旨は、其の旨は、
其の旨は、其の旨は、其の旨は、
其の旨は、其の旨は、其の旨は、

其の旨は、其の旨は、其の旨は、

其の旨は、其の旨は、

其の旨は、其の旨は、其の旨は、

其の旨は、其の旨は、其の旨は、
其の旨は、其の旨は、其の旨は、
其の旨は、其の旨は、其の旨は、
其の旨は、其の旨は、其の旨は、

其の旨は、其の旨は、其の旨は、
其の旨は、其の旨は、其の旨は、
其の旨は、其の旨は、其の旨は、
其の旨は、其の旨は、其の旨は、
其の旨は、其の旨は、其の旨は、
其の旨は、其の旨は、其の旨は、
其の旨は、其の旨は、其の旨は、
其の旨は、其の旨は、其の旨は、
其の旨は、其の旨は、其の旨は、
其の旨は、其の旨は、其の旨は、

此後歷代帝王皆以爲法
其所以爲法者何也蓋
此書之書也其書之
所以爲法者何也蓋
此書之書也其書之
所以爲法者何也蓋
此書之書也其書之
所以爲法者何也蓋

漢書卷之九

漢書卷之九

漢書卷之九
漢書卷之九
漢書卷之九
漢書卷之九
漢書卷之九
漢書卷之九
漢書卷之九
漢書卷之九
漢書卷之九
漢書卷之九

國立中央圖書館
圖書分類法



中華民國
二十六年
十月
二十日

國立中央圖書館
圖書分類法

圖書分類法
二十六年十月二十日
國立中央圖書館



國立中央圖書館
圖書分類法

附錄

圖書分類法
二十六年十月二十日
國立中央圖書館